

学校施設利用時における注意事項について

R2.8～

1 施設利用における事前確認事項について

(1) 参加者の把握

利用団体の代表者または責任者は、以下の項目について参加者全員の体調を確認のうえ、利用日ごとに『施設利用チェックシート』および『利用参加者名簿』を作成し、少なくとも1か月間保管をお願いします。

(2) 体調管理

以下の事項に該当する場合は、施設の利用ができません。

- ア 平熱を超える発熱（各自に検温をお願いします）、咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
- イ だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
- ウ 嗅覚や味覚の異常
- エ 体が重く感じる、疲れやすい等
- オ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
- カ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- キ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

2 基本的な感染症対策の実施について

- (1) 参加者は必ずマスクを持参し、スポーツを行っていない間や会話をする際にはマスクを着用してください。
- (2) 施設利用前後のミーティング等においても、三の密を避け、会話時にマスク等を着用するなど感染対策に配慮をお願いします。
- (3) 活動前後は、手洗いやアルコール等による手指消毒を行ってください。
- (4) 施設や用具類等、利用者が触れた部分（体育館出入口のドアノブや窓サッシ、照明用スイッチ、バレー等の支柱・ボール等の用具類、モップの柄、トイレの便座、ドアノブ、洗浄レバー、手洗い場の蛇口等、屋外ベンチ、レーキ・コートブラシの柄、遊具等）は、消毒用アルコールや除菌シートでふき取ってください。

※消毒用アルコールや除菌シートは各利用団体でご用意ください。

裏面に続く

3 三密（密閉、密集、密接）を避けるために

- (1) 屋内施設（体育館、格技棟（第二体育館））は原則、窓を開けての利用となります。やむを得ず窓を閉める場合は、30分ごとに5分程度、2方向の窓を同時に開けて換気をしてください。
- (2) 運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人と少なくとも2mの距離を空けること。
- (3) スポーツにおいても可能な限り接触を避けてお互いの距離を取り、大きな声での会話や応援等は避けてください。

4 その他の留意事項について

- (1) 学校施設開放を実施している小・中・県立学校、または学校周辺地域で万一感染症または濃厚接触者が発生した場合は、当分の間、施設開放の利用を中止する旨を利用登録団体の責任者に連絡します。
- (2) 学校施設開放を利用している団体において、利用後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合、濃厚接触者となった場合または発症を疑われる症状が出た場合は、至急スポーツ課（夜間または休館日の場合は市役所）へ連絡をお願いします。

連絡先	安城市スポーツ課	0566-75-3535
	安城市役所	0566-76-1111